答 弁 第 三 号昭和五十四年十一月三十日受領

内閣衆質八九第三号

昭和五十四年十一月三十日

内閣総理大臣

大

平

正

芳

衆

議

院

議

長

灘

尾

弘

吉

殿

衆議院議員吉井光照君提出訪問販売に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

\_

(質問の 三)

## 衆 議 院 議 員 吉 井光照君提 出 訪 間 販 売 に 関する質 問 に . 対 す る答 弁 書

## 一について

消 費 者 利 益 の保護と健全な訪問販売の発展を図るため、 訪問販売等に関する法 律  $\mathcal{O}$ 適 正 な運

用 を行うとともに、 契約  $\mathcal{O}$ 申 込 み 0 内 容 を 記 載 L た 書 面  $\mathcal{O}$ 記 載 方 法  $\mathcal{O}$ 改 善指 · 導 等 訪 間 販 売 業者

 $\mathcal{O}$ 事 業 活 動 0 適 正 化に . 関 す る 指 導、 優良 ななセ ] ル ス マ ン 0 育 成に 関 す る 指導等を行 つて V) ると

ころである。

## 二について

ク IJ ン グ 才 フ 制 度 は、 消 費 者 保 護  $\mathcal{O}$ 観 点 か ら、 民 法 商 法  $\mathcal{O}$ 原 則  $\mathcal{O}$ 例 外 とし て、 契 約  $\mathcal{O}$ 申

込 4 又 は 契 約  $\mathcal{O}$ 締 結  $\mathcal{O}$ 後 に お *\* \ 7 ŧ 無条件 で 申 込 み 0 撤 口 又 は 解 除 を 特 に 認  $\Diamond$ る £  $\mathcal{O}$ で あ る。

ク Ì リング 才 フので きる期間 は、 消費者 0 利 益 0 保 護と取引の安定性 とを勘案 L って 四 日 問と

定 さ な を  $\mathcal{O}$ ることなど 告 れ 7 記 め 7 5 場 知 載 合に 7  $\mathcal{O}$ れ L る。 た た た 特 は 8) 文 ŧ これ 段 契 書 0)  $\mathcal{O}$ 約 で  $\mathcal{O}$ 記 を らの 0 配 あ 載 発 締 慮 に 信 る 点 結 が が 0 L なされ 等 を V) た 勘 そ 7 時 0 案す 0) 行 t 点 為 7 他 で 期 ħ 間 生  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ る じ ば 後 条 内 兀 ほ 項 に る 兀 日 か、 に 有 £ を経 日 比 効  $\mathcal{O}$ とさ と ク L に 1 過 目 権 う して リン に 利 れ 付 期 て  $\mathcal{O}$ もな グ 間 きやすい 行 7 は、 • 使 ること、 お 才 が 契約 解 フ 行 が 除 方 え る 等を行 法 ク  $\mathcal{O}$ できる旨 締 ょ に ょ う 結 IJ 等に るべ ン 解 うことが グ 0) 除 告 き 0 等 1 ŧ 知 才  $\mathcal{O}$ で て が 効  $\mathcal{O}$ フ なされ とさ 再考するた きることと 力 が で は そ き れ る てい 0) 7 旨 7

## 三について

8

 $\mathcal{O}$ 

期

間

とし

7

短

カン

過ぎることはな

いと考えてい

、 る。

 $\mathcal{O}$ ととさ 行 現 使 行 方法 れ  $\mathcal{O}$ 7 制 7 度 も明記 に ること、 お することを義務付 7 て そ は、  $\mathcal{O}$ 方 ク 法 ] リン t 赤 グ け わ 5  $\langle$ •  $\mathcal{O}$ れ 才 中 てい フ が に で ることなど消費者 記 載 きる旨 することを  $\mathcal{O}$ 告 知 義 は が 務 契 容易 約 付 け 書 に 5 面 権 れ 等 利 7 に 0) *\* \ 記 行 る 載 !使が て 行 できる うこ 権 利

よう配慮されているところである。

四について

ク ] リング・ オフ制・ 度は、 訪問 販 売に お 1 て は消 費 者が十分検討することなく契約  $\mathcal{O}$ 締 結

を行うことがあることにか んがみ、 民法・商 法 0) 原 則  $\mathcal{O}$ 例 外 として定められたものであ る。 消

費者 が 商 品  $\mathcal{O}$ 引 渡しを受け、 かつ、 その代 金の 全部を支払つた場合にまで、 ク リン ゲ オフ

を 認 8 ることは、 法的安定性を害することとなるなどの点で問 題 が 多い と考えている。

五について

健 全 な 訪 間 販 売  $\mathcal{O}$ 発 展 と消 費者  $\mathcal{O}$ 利益  $\mathcal{O}$ 保 護 を図 るた め には セ ] ル ス 7 ン 0) 資 質 0 向 上 を 义

ること が 必要で あ る。 こ の た め、 検 定 に 合 格 L た セ ] ル ス 7 ン を 登 録 す る 制 度に ょ り 優 良 な

セ ] ル ス マン 0 育成を図ることを検討しているところである。

右答弁する。